2　前項に規定する特定投資運用業者とは、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

一　その連結事業年度の収益の額の合計額のうちに次に掲げる業務に係る収益の額の合計額の占める割合が百分の七十五以上であること。

イ　金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等の同法第二十八条第四項に規定する投資運用業

ロ　金融商品取引法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者の同条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

ハ　金融商品取引法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者の同法第六十三条の八第一項に規定する海外投資家等特例業務

ニ　移行期間特例業務届出者（金融商品取引法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした者をいい、同条第一項ただし書（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある者を除く。）の同条第五項に規定する移行期間特例業務（同条第七項に規定する行為に係る業務を含む。）

二　次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

イ　金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

ロ　その連結親法人又はその連結子法人と他の法人との間に当該他の法人による法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係があり、かつ、当該他の法人が金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の同項の規定による提出の義務があること。

3　第一項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する特定業績連動給与に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

4　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の九十六第一項中「第六十六条の十一の二第二項」を「第六十六条の十一の三第二項」に改め、「寄附金（」の下に「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの及び」を加える。

第六十八条の九十六の次に次の一条を加える。

（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）

**第六十八条の九十六の二**　連結親法人（当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第　号）の施行の日から同日以後一年を経過する日までの間に産業競争力強化法第二十一条の十五第一項の認定を受けた連結法人のうち当該認定に係る同法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者に該当するもの（以下この項及び次項において「認定事業適応連結法人」という。）である場合における当該連結親法人に限る。）の連結事業年度で当該認定事業適応連結法人の当該認定に係る同法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に記載された同法第二十一条の十五第三項第二号に規定する実施時期内の日を含む各連結事業年度（次に掲げる要件の全てを満たす連結事業年度に限る。次項において「適用連結事業年度」という。）において法人税法第八十一条の九第一項の規定を適用する場合において、同項本文に規定する連結欠損金額のうちに特例欠損連結事業年度において生じたものがあるときは、同項ただし書中「の合計額に」とあるのは、「から当該連結欠損金額の生じた連結事業年度が租税特別措置法第六十八条の九十六の二第二項（認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例）に規定する特例欠損連結事業年度である場合における同項に規定する超過控除対象額及び同項に規定する個別超過控除対象額の合計額を控除した金額の合計額に」とする。

一　基準事業年度（特例事業年度（経済社会情勢の著しい変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業年度として財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に該当する連結事業年度をいい、連結事業年度に該当しない第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度を含む。以下この号及び次項において同じ。）のうちその開始の日が最も早い連結事業年度又は事業年度をいう。）後の各連結事業年度で欠損控除前連結所得金額（法人税法第八十一条の九第一項第一号ロに規定する計算した場合における当該連結事業年度の連結所得の金額をいう。次項第三号及び第六号イにおいて同じ。）が生じた最初の連結事業年度（連結事業年度に該当しない特例事業年度がある場合において、当該基準事業年度後の事業年度で第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する欠損控除前所得金額が生じた最初の事業年度開始の日が当該最初の連結事業年度開始の日前であるときは、当該最初の事業年度）開始の日以後五年以内に開始する連結事業年度であること。

二　令和八年四月一日以前に開始する連結事業年度であること。

三　法人税法第八十一条の九第八項各号に掲げる連結親法人の当該各号に定める連結事業年度でないこと。

2　前項に規定する特例欠損連結事業年度とは、特例事業年度において生じた連結欠損金額のうちに超過控除対象額（第一号から第三号までに掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。第二号及び第六号ロにおいて同じ。）又は個別超過控除対象額（各認定事業適応連結法人の第四号から第六号までに掲げる金額のうち最も少ない金額をいう。第二号及び第六号ロにおいて同じ。）がある場合における当該特例事業年度をいう。

一　当該特例事業年度において生じた連結欠損金額（法人税法第八十一条の九第三項に規定する特定連結欠損金額、同条第五項の規定によりないものとされたもの、同法第八十一条の十第一項の規定により同法第八十一条の九第一項の規定を適用しないものとされたもの及び同法第八十一条の三十一の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額

イ　当該連結欠損金額に相当する金額で法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該適用連結事業年度前の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の合計額

ロ　当該連結欠損金額に相当する金額で当該連結欠損金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に法人税法第八十一条の九第一項の規定により当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額

二　各認定事業適応連結法人のイに掲げる金額からロからホまでに掲げる金額の合計額を控除した金額を合計した金額

イ　その認定事業適応連結法人が当該適用連結事業年度終了の日までに産業競争力強化法第二十一条の十六第二項に規定する認定事業適応計画に従つて行つた投資の額として財務省令で定める金額

ロ　当該適用連結事業年度前の連結事業年度で前項の規定の適用を受けた各連結事業年度における各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額のうちその認定事業適応連結法人のイに規定する投資の額として財務省令で定める金額の合計額

ハ　その認定事業適応連結法人の法人税法第八十一条の九第二項第一号イに規定する最初連結事業年度前の事業年度で第六十六条の十一の四第一項の規定の適用を受けた事業年度における各特例事業年度において生じた欠損金額に係る同条第二項に規定する超過控除対象額の合計額

ニ　当該適用連結事業年度における当該特例事業年度前の各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額のうちその認定事業適応連結法人のイに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額及び当該各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係るその認定事業適応連結法人の個別超過控除対象額の合計額

ホ　当該適用連結事業年度における当該特例事業年度において生じた連結欠損金額に係る超過控除対象額のうちその認定事業適応連結法人のイに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額の合計額及び当該各特例事業年度において生じた連結欠損金額に係るその認定事業適応連結法人の個別超過控除対象額